

平成30年第5回

香美市議会臨時会会議録

平成30年 8月 9日 開 会
平成30年 8月 9日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 3 0 年 第 5 回

香美市議会臨時会会議録

平成 3 0 年 8 月 9 日 木曜日

平成30年第5回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成30年8月9日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 8月9日木曜日（会期第1日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
副 市 長	今 田 博 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
総 務 課 長	山 中 俊 明	農 林 課 長	西 本 恭 久
企画財政課長	川 田 学	商工観光課長	竹 崎 澄 人
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	秋 月 建 樹	建設課林業土木担当参事	澤 田 修 一
定住推進課長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	安 井 幸 一
防災対策課長	中 山 泰 仁	《香北支所》	
市民保険課長	植 田 佐 智	支 所 長	黍 原 美貴子
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	《物部支所》	
税務収納課長	公 文 薫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	三 谷 由香理
----------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 76号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第3号）
議案第 77号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 78号 香美市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について
議案第 79号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成30年第5回香美市議会臨時会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成30年8月9日（木） 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
2. 市長の報告
（1）行政の報告並びに提案理由の説明
日程第4 議案第 76号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第3号）
日程第5 議案第 77号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第 78号 香美市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について

平成30年第5回香美市議会臨時会追加議事日程

（会期第1日目 日程第1号の追加第1）

- 追加日程第1 議案第 79号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

会議録署名議員

- 11番、門脇二三夫君、12番、山崎晃子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから平成30年第5回香美市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、7月の豪雨により犠牲となられた皆様に衷心よりお悔やみを申し上げます。

また、被災をされた皆様の1日も早い復旧・復興をご祈念申し上げます。

本市におきましても、土砂崩れ、地すべりなどの災害が発生をしたところでございます。市民生活の安全性、利便性の確保のために、スピード感のある対応が必要と思っております。

このたびの豪雨につきましては、これまでにはなかった雨の降り方と言われております。ということは、これまでにはなかった災害が起きる可能性もあるとこういうことでございますので、今後はこれまで以上に予防的な防災対策が必要ではないかと、そのように思うところでございます。また、避難勧告等の発令の時期や防災行政無線の運用などにつきましても、検証をしておくことが大切と考えるところでございます。住民の生命と財産を守るということは私たちの最も重要な使命でありますので、市長、議会が一体となって取り組む姿勢が求められるところでございます。

さて、本臨時会に市長から提出予定の議案は3件でございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たり私のご挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会を通じて11番、門脇二三夫君、12番、山崎晃子さんの両名を指名します。両名はよろしく願いをいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日招集されました平成30年第5回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日といたします。なお、会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することとなりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された提出議案は、会議規則

第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決いたします。

その他議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りをしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、議員の辞職許可についてご報告をいたします。

閉会中、石川彰宏議員から、一身上の理由により議員を辞職したい旨の願いが、平成30年6月30日付で提出をされました。地方自治法第126条の規定により同日付でこれを許可いたしましたので、香美市議会会議規則第149条第2項の規定により報告をいたします。

次に、平成30年第4回香美市議会定例会において可決されました「真に女性が輝き、活躍できる社会の実現を目指し、セクハラを克服するよう求める意見書」、また「日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書」につきましては、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へ送付いたしました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が提出をされております。

その他の報告事項につきましては、お配りをしました議長報告書のとおりです。

日程第4、議案第76号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第3号）から日程第6、議案第78号、香美市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定についてまで、以上3件を一括議題とします。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。平成30年第5回香美市議会臨時会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

猛暑の中、議員の皆様には市民生活の向上、地域福祉の向上、また地域の活性化などのために、各地域でそれぞれ献身的に活動いただいていることに対しまして感謝をするとともに、深く敬意を表するものであります。既に報道によりご承知のことと思えます

が、防災対策課係長公務外非行関係の横領が判明したことから、7日付にて懲戒免職といたしました。議員の皆様を初め市民の皆様に多大なご心配をおかけし、まことに申しわけありませんでした。心からおわびを申し上げます。さきの不祥事以降、二度と不祥事を発生させないとの決意のもと対策を図り、チェックを行ってきたところですが、またもこのような事態となり痛恨のきわみであります。今後対策を徹底し再発防止に努めてまいり決意でありますので、どうかよろしく願いをいたします。

さて、6月28日から7月8日の間、台風7号、梅雨前線などによる豪雨、いわゆる平成30年7月豪雨によりまして、市内各所において被害が発生いたしました。幸いにして人命や家屋の被害はありませんでしたが、多くの道路災害、河川災害が発生しており住民生活への影響が心配される場所であり、県を初め関係団体に協力要請を行っており、災害復旧を急ぎたいと考えております。また、地すべりが心配される地域には人家もあることから、早期に観測体制を整えなければならないと考えております。

議案第76号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第3号）は、7月豪雨に係る公共土木施設等の災害復旧の追加及び林道等の修繕費の追加等のほか、地方債の補正を行おうとするものであります。

議案第77号、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、7月豪雨に係る緊急修繕等により今後の各費用に不足が見込まれるため、補正しようとするものであります。

議案第78号、香美市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定については、香美市都市計画マスタープラン策定に当たり、策定委員会設置のための条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては、議案細部説明書をご参照ください。ご審議をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松紀夫君）　これで行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、今臨時会に提案をされました議案第76号から議案第78号までの案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君）　異議なしと認めます。よって、今臨時会に提案をされた議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、日程第4、議案第76号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君）　おはようございます。議案第76号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

平成30年度香美市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度香美市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億7,552万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210億5,855万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年8月9日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、地域I・T実装推進事業の予算の組み替え、7月豪雨に係る公共土木施設等の災害復旧費の追加及び林道等の修繕費の追加等のほか、地方債の補正を行うものです。

なお、第1表 歳入歳出予算補正3ページから10ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書12ページから14ページまでと、款項目節の内訳15ページから23ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に、11ページの第2表 地方債補正につきましては4事業について変更し、限度額を25億778万1,000円としました。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書5ページから6ページにお示ししているとおりでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

19ページの先ほど説明もありました地域I・T実装推進事業、マイナス2,657万円ということで書かれております。事業計画の一部変更というその一部変更の中身について、詳細にお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

まず、本事業ですが、これは香美森林組合が行います労働災害発生率の高い過酷な作業員の安全確保のための安否確認システム及び林業の生産性向上のための作業記録管理システムの開発を行うものです。当初は総務省所管の情報通信技術利活用事業費補助金（地域I・T実装推進事業）の要件が昨年度と同様に上限3,000万円で、地方公共団体からの申請では100%補助で、しかも間接補助が行えるものとして事業を予定し

ておりました。しかし、本年度になりまして、交付申請を進めていくうちに本年度上限が1,500万円に減額され、また間接補助が認められないということが判明しました。民間事業者では補助率50%のため、100%補助を受けることができる香美市が事業主体となり事業を進めることとなりましたので、今回予算の組み替えを行うものです。今後、事業主体となることで市費の投入も必要となりますが、安否確認システムを開発することで、林業現場での安全確保につながれば労働環境の改善につながり、林業界全体の担い手の拡大を図ることができますので、支援を行いたいと考えております。

なお、本事業は単年度であります。事業は実装データの報告等のため5年間継続されます。来年度以降の財源は、林業労働災害の防止に活用できるとされております、来年度創設予定の（仮称）森林環境譲与税を充てる考えです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 18ページの6款、農林水産業費のところでは2点お伺いをいたします。

最初に、林業振興費の中の報酬のところはプロポーザル審査会委員報酬ということで書かれてますが、こういったメンバーを予定しているのかと、そして、その下の12節、役務費の調査手数料ということで、細部説明書のほうには物部町根木屋の地すべり観測ということで出てますが、ここの今の状況、わかっている範囲で説明をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） プロポーザル審査会の委員につきましては、現時点では、香美市から総務課長、そして外部から高知大の教授、中央東林業事務所、そして香美森林組合の4名を予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

国道195号の例のトンネルのところの災害として、その迂回路といいますか旧の国道がありまして、その上流、物部川でいくと上流側、別府側の地域に一部、地すべりではないであろうかというふうな基調が見られております。現在、調査に入るような形にしておりますが、下部に人家があるため早急に2カ所伸縮計を現地へ設置して、地表とか地形のずれがあればスピーカー、サイレン音で知らせるようなシステムという形を、申しわけありませんが現在現地へは設置しております。その分になります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 21ページでお願いいたします。21ページの8款、土木費

の2目、がけくずれ住家防災対策費として2,500万円が計上されておりますが、件数とあと被害状況などをお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

本議会後に説明するという形になっておりますが、皆様のところにこちらの資料が行ってないでしょうか（資料を示しながら説明）。今回災害に関する補正のメーンのところを挙げちゅうんですが、1枚目のほうをお願い申し上げます。真ん中ぐらいになりますが、8款、3項、2目、15節いうところで挙げてあります。その中で地区的に行きますと、今回の災害に関しまして全体で11件、山田地区6件、物部地区が5件で県のほうへ申請という形になっております。2枚目のほうに地図も入れてあります。事業費に関しましては、現在、細部の調査中という形で、全体枠でこれぐらいで計画という形です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 中学校の復旧の分です。今のプール、武道館の工事の裏っかわと思いますけど、自分も見てきましたが、あの辺は以前から崩れるおそれというか、子どもたちが通るときにも気をつけてと自分たちも言ってきたところですが、どのような工事内容で、今後また、今回崩れた場所だけでなく東っかわもちょっと怖いような気がするわけですが、どのような工事で、また今後どのような対策が考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今のプールの合築等のちょうどその裏、北っかわの山の斜面が崩れたということで、高さ16.2メートル、幅が14.6メートルということになっております。既にもうかなり安定勾配に近い傾斜にはなっておりますけれども、学校敷地ということもありますので、今のところ簡易のり枠工法で予定をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今回崩れた場所からもうちょっと南へかけて、まだ斜面が危険と思われるところがありますけど、その辺についてはもう今は全然対策は考えられていないのか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） まだ正式な積算とかされておりませんが、以前崩れた、平成26年度にも1回山地災害で復旧した部分がありますので、そこも含めて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） さっきのIoT事業の関連で1件お尋ねします。

今課長のご説明では、上限1,500万円に補助金が引き下げられたという説明を聞きましたが、その理由等についてはわかりますか、その引き下げになった。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

申しわけございませんが、その理由については把握しておりません。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

23ページの備品購入費、災害復旧費の関係の重要物品、ドローンの関係ですけど、デジタルカメラ購入とドローンの購入ということで重要物品ということで追加になってますが、実際以前、建設課長が私もドローンを飛ばす資格を取りたいみたいなこと言ってましたけど、そういうドローン買って市の職員が飛ばすのか、それとも委託してどっかに頼むのか、現状はどうなのか、これからの展開をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現実的に今現在、物部支所のほうに1台配置しております。その分は、うちの分室職員が操縦してやっております。実際問題、事故というか落としたというがは何件かあります。その分、今回上げておりますように保険もかけております。そちらのほうで対応しております。今後もやはり、香北、山田地区の分という形で今回もう1台購入という形を災害に対しての対応で考えておりますが、やはり職員で飛ばしたいと考えております。ただ、なれでやっぱり一、二回は落とすという覚悟は、申しわけないですけどしております。委託すればすぐ間に合いませんし、やっぱりその場で飛んでその場で把握する、どういう状況になっちゃうのか、歩いて行けないところを把握するというのが一番ですので、今後職員に練習させてという形で考えております。ドローンじゃなくて普通のカメラもやっぱりそういうふうな形で、現場対応でちょっとどろどろになって壊れやすいという、普通のカメラではという対応の中で今回計上させていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連してですが、実際車乗ってて自損でぶつけたというてもなかなかね、車両保険かけちよって責任割合みたいなことがあったりしますけど、まあ保険もかけてるということですが、飛ばしたわ、落としたわと。そこに対して、1

つは資格的なもんですわね、ドローンを飛ばすための資格、職員のそこはどうかということと、実際分室の職員が飛ばしてると、ほんで、もう1機入れてまた皆が操縦してと。ほんで今回の災害見よっても、確かに岡山とか広島の悲惨な状況がテレビで映ったりしてましたけど、実際のところ、うちの場合は幸いに人命とか、市長も言ってましたように家屋的な部分に対しては被害がなかったというふうな現状の中で、ただ、道路が寸断されたとかそういうことについて、我々議員の立場から言ったときに、まあ山田におるということもあります、実際その現地の情報、どこがどう、道が寸断されたその奥の状況わかりませんわね、実際ね。そのときにドローンというがは非常に大きな役割を果たすということで前も言われたと思うんですけど。やっぱり現状、災害全体の部分をなかなかつかみ切るのに時間がかかるという部分で、課長はどこまでそのドローンというものに対して期待感を持ってるのか。実際2機で足りるのか。極端に言うと、さまざまやっぱり山に人が住まない現状の中で、災害状況を把握するのに余り時間がかかるということは、やっぱり次々災害の予算等を国に請求するにしても、時間かかりすぎるともう復旧がおくれるというふうな現状を鑑みたときには、どのような見解をお持ちなのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） なかなか難しい問題やとは思っております。ただ、今の職員の中でできることを1つずつ片づけていくしかないというふうな、限られた予算の中、限られた人の中でやっていかなければならないと思っております。ただ、今回のドローンに関しましては、現地で撮って現地で即確認ができるというふうな形、その場へ行かなくてもできるという形の中ででの対応で、その現場で次にどうすればいいかの判断材料としては、有効な手段という形の中で、もう1機追加というふうな形をとっております。

また、現在のところ飛ばされん区域と飛ばしてかまん区域とは分かれておりますが、資格はたまたまございませんので、やはり職員をなれらしてやっていくような形の運用を考えて、できる限り落としたりいかんですけれど、どうしてもそういうふうな形で考えていかなければならないと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 関連でお願いいたします。このドローン購入に係る重要物品50万円の内訳がわかりましたら、お願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

ドローン本体が20万4,000円、バッテリーが2個で4万円、拡充充電器が1台で約1万3,000円、車内充電器、車内のソケットからとる分が約8,000円、プロ

ペラガードが3,000円、フライングバット2,000円、ヘッドマウントディスプレイが5万円、あとキャリングケースが3万円、操作用タブレットが約10万円、外出アダプターが約1万円と記録メディアが約5,000円で、初期設定の一連の設定作業が約5万円で、約50万円という形で計上しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 22ページでお尋ねします。

この2目の林業施設災害復旧費の中の賃金で用地交渉員賃金というのがありますが、これはどういう状況で、この崩れたところなんかを直すのにこういう交渉が要ったかと思うんですが、職員さんがこれをやられるのですか。どういう方がこれを担当されるのか、どっかに委託をしたのか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

林道になりますが、民有林林道で用地買収はしておりません。用地の使用同意の中で進んでおるといってあります。今回災害等で見受けられるのが、のり面にしても路側にしても今までの勾配では復旧作業ができないため、追加の林道用地としての使用をお願いをせないか途中で、現在の職員でなかなかそこまで把握、それと回って用地交渉というか、用地使用承諾交渉が間に合わないため、構わない範囲、地域に委託、地域の地区長なり代表者なりに委託、それと山ですので山を守りゆう方、山守りといいますが山守りゆう方らあがおったりしますので、そちらの方にもうお願いをしなければ災害復旧として即かかれないという状況になっておりますので、その方をお願いするための賃金を今回計上させていただきました。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 先ほどの質問の同じなんですけれども、その2項に公共土木施設災害復旧費があって、そこにも賃金のところで同じ用地交渉員賃金があるんですが、それも先ほど課長がおっしゃったような意味合いのことで、どういう方を対象に来てもらってるのかお願いします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） こちらのほうも主に物部のことになっておりますが、用地買収ができてない市道等が多いです。そのため、やはりそこも使用同意という形での交渉をしなくてはならないのと、あわせてちょっと林道のほうも一緒なんですけど、木とかの処理の問題もあるという形で、もう林道同様と思うてもろうて構いません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 説明はよくわかりましたが、こういうのがうまくいかない、そういう適当な方がいらっしゃらない地域での災害とかいうふうなことになったら、どういうふうになりますか。そういうところもあろうかと思うのですが、これから。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 地域の方、代表者がいないところに関しましては、職員がやはり回らなければならないと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 21ページの9款、消防費の中の11節、需用費、消耗品等ですが、細部説明書の中に「災害備蓄用の飲料水を追加補充するための消耗品等」って書いてるけど、その飲料水のほかにどのようなものの追加を考えてるのかお願いします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

この需用費の総額の補正要求でございますけれども、この中身が災害備蓄用の飲料水、今回断水対策として供給したものを補充するという形になっております。細部説明書の中で「消耗品等」というふうになっておりまして、済みません。「等」がこれは誤記でございますして、全て飲料水の補充用という形でございます（後に「誤記という発言を取り消したい」と発言あり）。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 16ページ。美良布地区の集落活動センター事業費増、これについて説明をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

まちづくり事業債のほうでということで、この分につきましては機械設備工事、換気扇のほうの工事が、厨房のレイアウトが変更となったために増加ということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第77号、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長(安井幸一君) おはようございます。それでは、議案第77号、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案説明をいたします。

平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,635万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,319万7,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月9日提出、香美市長 法光院晶一

提案内容につきましては、議案細部説明書のとおりです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(小松紀夫君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 13番。

8ページで、原水及び浄水費、配水及び給水費で修繕費ということで組まれたわけですが、実際は大変な状況があったというふうにも聞いてますけれども、住民のほうで断水等によってどれぐらいの期間が、水が使えない状況が続いたのか、最短と最長ぐらいで結構ですが、簡水別にわかればお尋ねします。

○議長(小松紀夫君) 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長(安井幸一君) 説明させていただきます。次の議員協議会でも説明をさせていただきたいと思いましたが、簡単に説明をさせていただきます。

今回平成30年7月豪雨におきまして、簡易水道10施設、飲料水供給施設4施設で被害がありまして、そのうち簡易水道6施設、516戸が断水となりました。主な被害の内容につきましては、取水口の土砂の堆積による給水停止と導・配水管の破損等が主

な被害であります。それから復旧の期間につきましては、一番最後に残った別府簡易水道、これが7月のたしか12日か13日やったと思いますけど、そこが一番最長の断水になっております。断水の開始がたしか7月7日から断水が順次始まって、最終が別府の13日か14日だったと記憶をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番。同じく8ページの簡易水道の出のほうでお聞きをいたします。

財源の内訳ということで、全部その他ということになっております。歳入のほうでは一般会計からの繰り入れということになるんですけれども、これ財源の内訳になったときに、国や県からの補助というようなことにはならないのかなというところ、あと、また内訳がもしわかればお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 災害復旧の観点からお答えさせていただきます。

厚生労働省の災害復旧の申請要件においては、市の基準が施設で100万円が要件になってます。これが最低の、まあ100万円以上の被害額であれば申請できるということになっております。今回の施設の概要につきましては応急工事がメインでありまして、特に被災については土砂の取り除き等、仮設工事が主体となっております。それによりまして、各施設のお金を総額しても100万円には満たないということで、残念ながら今回の分については単費という対応になるということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そしたら市の持ち出しということで、これは市債に当たるのか、この財調に当たるのか、そこら辺がひょっとわかるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

一般財源になりますので、こういった経費は、特別交付税の要望のときに国へ要望していく経費の一部になるということです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第78号、香美市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 議案第78号、香美市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について

平成30年8月9日提出、香美市長 法光院晶一

香美市都市計画マスタープランの策定委員会設置条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき、都市計画に関する基本的な方針である香美市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、香美市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1) マスタープランの策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、マスタープランについて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 公共的団体の役員及び職員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 公募による者

(5) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第2号、第3号及び第5号に掲げる者のうちから委嘱又は任命された委員が、当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、第3条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

4 委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年香美市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表のとおりとなっておりますのでご参照ください。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長(小松紀夫君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、利根健二君。

○3番(利根健二君) 3番、利根です。

1ページです。第3条の2の(4)公募による者とありますけれども、公募する規模というか人数想定されていれば、あと公募の方法、あとその募集期間についてを、想定が既にされているようであればお願いをいたします。

○議長(小松紀夫君) 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 全体人数が20名以内となっておりますので、策定委員の内訳的な案ですが、今現在うち煮詰めておる段階で申しわけありませんが、高知工科大より3名程度、各小学校PTA代表者が7名程度、商工会・JA・金融機関の代表格各1名、県の都市計画課、それと市民公募が約5名、それと市の職員としましては、マスタープラン等もありますので企画財政課という形で、予定的な話で今後どうなるかわかりませんが、今現在の計画ではうちの課としては5名程度というふうに考えています。あわせて広報等につきましては、ホームページや建設課のほうへとりに来ていただくとか、公募応募用紙を各支所及び建設課の窓口配付するような形を考えております。時期的については10月上旬を目安に、募集期間は約3週間程度でというふうな検討をしております。

検討段階ですが以上です。

○議長（小松紀夫君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） まあ言うたら、パブリック・コメントでも大体1カ月をめぐりにということですので、募集期間もそれぐらいは必要じゃないかという気は一つします。あと公募がその5名を超えた場合、どういうふうな対応をとられるかをお願いいたします。

あと、実は議会報告会で図書館の件で、結構市民から誰が決めた的なことがありまして、自分は民間の委員が入ってるという説明をしましたが、意外と公募しておいて民間の委員がいろいろ決めてることを知らない市民が結構多い状況なんで、通常の今までのホームページとか広報、あと窓口置くだけでは今後ちょっと十分ではないんじゃないかというような気が自分しておりますが、その辺の検討も、広報のあり方ですね、していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） まだ現在検討中という形の中での回答となりますが、休みとか挟めば3週間程度でどうなのかなという気もしますが、もう一度そこら辺は検討しなければならない項目だと思っております。それと広報の仕方についても、どのような形がいいのか、ただ、ホームページでどこまで出していいのかというのももう一遍検討は今後していかなければならない項目だと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 公募が5名を超えたとき。

○建設課長（井上雅之君） 公募が超えた場合に20名以内という決まりの中で、今うちが検討しゅう各メンバーの中で、調整ができればある程度調整はしなければならないとは思っておりますが、20名を大幅超える場合に関しましては、こんなこと言うたら何ですけどありがたい話やと思っております。その中でどのような調整ができるのか、各公募の方のご意見を聞いてちょっと調整に当たりたいと思っております。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。
- 3番（利根健二君） もう1点。この条例には会議の公開とか傍聴についての記述がないですが、それはこれに沿った形の規則とか、そういうところで決められるものなのかを確認をいたします。
- 議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） この委員会の最初の会の際に決めていけば、僕はえいと思います。ただ、建設課としてはもう自由に誰でも来てもらうて、聞くとか、それとあと、この中にもありますが、委員会が必要と認めればその説明を、意見を聞くことができるということもありますので、そのような中で対応ができればと建設課のほう、事務局側としては考えております。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 都市計画審議会条例との関連も踏まえてちょっと伺いたいんですが、実際のところマスタープランで線引きとか地区計画とか、ちょっと見えますと容積率の緩和等も踏まえて検討できるというふうなことと思いますが、実際こう策定されていくと、これは審議会に諮られていくようなことになるのかということと、あわせてこのメンバーですわね、先ほど利根議員も言われたんですが、都市計画審議会の中でも組織として審議会には学識経験がある者とか、まあこれは審議会の委員はもうどうなったかわからんけど、実際のところ開かれてるかどうかもちょうとわからんですが、現実問題そこの委員のダブリとかそういうのはあるのかなのか、そこら辺のことをお尋ねします。
- 議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 当マスタープラン策定委員会で決まったことを、次に都市計画審議会へ報告という形を考えています。その中で都市計画審議会のメンバーは学識経験者その他いろいろありますが、幅広く意見を求めるためには別個の委員以外の方をと考えています。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 別個のメンバーでやるのが望ましいというふうには思いますが。現実問題この都市計画審議会ですわね、直近いろいろ開かれてるのかなという部分もありますが、この条例の中にはまだ市議会の議員も4人ということで規定されていますが、これってもうのける方向じゃなかったんですかね、まだ入ってますの、その件も踏まえて。
- 議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 昨年度も2回か3回やってます。神母ノ木地区の上下水道の問題、それとうちのテクノパークの工業団地の問題という形の中で、その中で市議

会からも何名か参加を、委員として条例の中でうたわれちゃうメンバーですので出てもらっております。今のところうちのほうは改正するつもりはありません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 都市計画法に書かれてるから、上位法に。

○建設課長（井上雅之君） 都市計画法のほうで決められたメンバーという形ですの
で。

以上です。申しわけありません。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） こういった委員会の中のメンバーには、大体女性の方が少ない
っていうふうに常日ごろから思います。都市計画という大事なことでもありますので、
女性の声も届けれるような形でぜひ委嘱のほうを、女性の方も今までにないぐらい多く
入れていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

各小学校のPTAのほうからそういう女性の方、若い方、子育て中、忙しい中という
ことになりますが、そちらのほうから何とか出てきてくれんかなという気持ちは持って
おります。その他のメンバー的なものから言えば、公募の方で女性がどれだけ来てくれ
るのが怖いというかわからないところになりますが、确实女性が出てきてくれる、頼
めるところはPTA代表者かなという形で、何とかそこら辺から出てきてもらいたい
というふうに思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第78号は、原案のとおり
可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時30分 休憩）

（追加日程を配付）

（午前10時45分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、防災対策課長、中山泰仁君より発言を求められておりますので、許可をします。防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 先ほど議案第76号のご質問に答える中で、一部発言の取り消しをお願いしたいと考えております。

議案書21ページの中ほど、9款、消防費、5項、災害対策費中の11節、需用費の中で説明が消耗品等となっております。また、これに関連しまして、細部説明書の3ページも消耗品等という記載がなされておりました。私、これ「誤記」という発言をいたしました。財務会計システム上、この「等」の削除ができないということになっておりました。そういった説明をすべきところでしたが誤って発言をしてしまいましたので、「消耗品等の「等」は誤記」という発言を取り消しさせていただきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ただいま防災対策課長から発言の取り消しの申し出がございましたが、これを許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、発言の取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

ただいま、市長、法光院晶一君から、議案第79号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてが提出をされました。

地方自治法第102条第4項の規定においては、臨時会に付議すべき事件はあらかじめ告示しなければならないことになっておりますが、同条第6項において、緊急を要する事件があるときは、直ちに会議に付議することができるとあります。

お諮りします。議案第79号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

追加日程第1、議案第79号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） それでは、説明いたします。

議案第79号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年8月9日提出、香美市長 法光院晶一

香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

香美市長等の給与及び旅費支給条例（平成18年香美市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

8 平成30年9月1日から同月30日までの間における市長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から10分の1に相当する額を減じて得た額とする。ただし、当該期間の期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

9 平成30年9月1日から同月30日までの間における副市長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から10分の1に相当する額を減じて得た額とする。ただし、当該期間の期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） お尋ねしたいのですが、この元係長、当該者の元職員さんの日ごろのその職務に従事する態度というのはどうだったのでしょうか。何かこういうことがわかるような兆候とかいうのは、職場であったのかなかったのか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

消防長及び防災対策課長からの聞き取りによりますと、まじめに勤務をされておったということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありますか。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 1番。

今回の不祥事につきましては、実際公金ではなく、職員間の積み立てた金額の流用ということになっておるわけですが、今までも他の自治体も同じことですが、こういう不祥事というのは繰り返されております。基本的に職員が現金・預金を扱うということについては、大変問題があるというふうに考えております。過去に高知県においても同じような不祥事がちょっと続いたことがありまして、香美市も同じことだと思うんですが、関係団体の事務局を担っているケースが結構多いんじゃないかというふうに考えております。そこで、その事務局を担うということになると、会計までやってしまうということになってどうしてもお金を扱うということになるわけです。誰も最初から不

祥事を起こすという気持ちがあるわけではなくて、ほとんどの場合、飲食代に一時借用するとか、生活費がちょっと足りないから借用するとか、後で穴埋めをすればいいだろうということが重なって返せなくなってしまうと、その発覚した時点で大変な問題になるというふうなことが多いわけです。ほとんどそういったケースになってます。

ですから、先ほど言いましたけど、県についてはもうその事務局は返上すると団体に、会計のほうにはタッチしないというふうなことも決めておりますし、過去に本市でもそういうふうな申し合わせがなされたことがあるようにも聞いておりますけれども、もうこの際思い切って事務局を返上して、そういった会計にはタッチしないというふうなことを決断する時期ではないかというふうに思っております。そうしないと、いつまたこんなことが起こるかもわからない。決して職員さんを信用しないわけではないんですが、やっぱり人間ですから魔が差すということがありますので、そういったことを真剣に取り組んでいかなければいけないというふうに私は考えるわけですが、そういった点どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

市から補助金を出しておる外郭団体は数多くございまして、実は平成21年度にその外郭団体のお金を使い込むという事件が発生いたしました。それを受けて、市ではこういった団体の会計を返還する、もうその団体に移管してやってもらうということで、そのときに取り組みを進めました。かなりの団体の事務局を返還したというふうに記憶しております。そして、現在も20程度ですか、20から30ぐらいは残っておりますが、この団体については、市のほうが事務局を持たなければ運営していけないというようなことで現在も残っておるというものでございます。例えば三大祭りの事務局とか、それから国際交流協会とか、そういったものが現在も残っておるという状況です。今後はそういった団体について、議員のおっしゃられたようなことも含めて、どういうふうにしていくかということは検討していかなければならないというふうには考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それで、この元係長の方は、年齢もそうですが中堅どころの職員さんで仕事を担っていたと思うんですが、この方が欠員になることによって、あとの補填はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

ちょっと人事のことになりますのでこの場では明確にはお答えできませんけれども、8月、9月、10月と台風シーズン、災害が起こる時期になっておりますので、早急に何とかしなければならないということで、現在そのことについても検討しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まだ外郭団体等で20から30ぐらい、どうしても市が事務局を引き受けなければならぬというところもあるということで、確かに課長言われたように平成21年ですかね、問題があったときにそういう改革は進めて、一定のところまでたどり着いてるというふうなご答弁だったと思うんですが。実際のところ今回の新聞記事見てますと、やっぱり会計さんがおって監査もおられたけど全然機能してなかったということで、実際問題長期にわたってることを見るときに、やはりどう言うのかな、複数のチェック、ましてや実際のところは役割を担う方々がやっぱりその部分で自分より上の立場の人か同等の立場の人ですわね、それか別の部署か何かでやっぱりチェックをしていくような、そういう何らかの別建ての機能を持たすことはできないのか、定期的にですわね。

今、市の監査なんかは例月監査なんかやってますけど、実際監査自体も年に1回じゃいかんから年に2回にするような組織らあもあったりしますわね、実際。見ていて、お金の流れをきれいに追っかけていくためには、やっぱりかなり長いスパンだけじゃいかんということで。そこら辺の統一したものを何か持たないと、今この二十、三十持っている部分になっても、ある部分もやはり先ほども言われたように職員を信頼してないわけじゃないけど、やっぱりそういう危惧されるところをいかに排除していくのかというのは、総務課長を先頭にやっぱりもうちょっと考えなければ、私が議員になってからもかなりの不祥事案件もあったところでもありますけれども。実際のところはそこで魔が差したというたとえもありましたが、魔が差さないような、極端に言うたら、引き出しにそういう関係の現金があるようなことにならないような、そういう状況をつくり上げるということについて最善の努力をお願いしたいということですが、見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

おっしゃるとおりだと思います。魔が差さないようなそういう仕組みっていうのは大切だと思いますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

以上で今臨時会に付された事件は全て議了しました。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許可します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程をいたしました議案につきましては、慎重に審議をいただき、そして適切にご決定を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

災害復旧につきましては、職員一丸となって1日も早い災害復旧に全力を挙げてまいりたいと考えております。また、失った香美市役所に対する市民の信頼については、市役所を挙げて信頼回復に努めてまいる決意でありますので、どうかよろしく願いをいたします。

天気予報では、まだまだ猛暑の日が続くとの予報でございます。議員の皆様には十分に健康に留意されまして、地域の皆様の期待に応えるべく、それぞれご奮闘くださいますよう心より祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） これをもちまして、平成30年第5回香美市議会臨時会を閉会します。

(午前11時01分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 5 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成30年第5回香美市議会臨時会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	8月9日（木）	本会議	<ul style="list-style-type: none">・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告

（平成30年第5回香美市議会臨時会）

平成30年第5回香美市議会臨時会について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会の会期及び会議について

(1) 会期は本日1日とします。なお、会議の都合により会期の延長を必要とする場合は議長に一任します。

(2) 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。

平成30年8月香美市議会臨時会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第76号	平成30年度香美市一般会計補正予算（第3号）	原案可決	30. 8. 9
議案 第77号	平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	30. 8. 9
議案 第78号	香美市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について	原案可決	30. 8. 9
議案 第79号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 8. 9